

児童・生徒支援のための 学校と警察との相互連携に係る協定について（おしらせ）

教育委員会では、児童・生徒の健全育成を目指し、犯罪の被害や非行の防止に素早く対応することを目的として、神奈川県警察本部と「児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定」を結びました。

平成21年8月1日から運用を開始しています。

協定により連携するのは、児童・生徒や学校、そして保護者が悩んでいる事例が、警察と情報を共有することで解決につながるような場合に、対象となります。これにより、学校、家庭、警察が一体となった、より充実した支援・指導体制が構築されます。

連携が必要と判断する場合とは……

- ◎警察の専門的知識が支援・指導に効果がある場合
- ◎児童・生徒の心身に重大な影響を及ぼす場合
- ◎保護や安全確保が必要と判断される場合

情報の提供例として……

- 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれがある / ○いじめや児童虐待
 - 非行集団に関する事 / ○薬物、児童買春等 / ○犯罪行為など
- です。

◎連携をするにあたっては校長の判断のもと、市教育委員会の承認を経て行います。

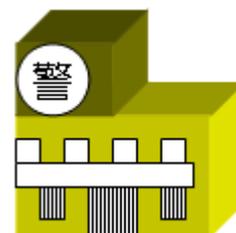
◎連携は「健全育成を推進する連絡票」を使って行います。



連絡票の内容

- 子どもの氏名及び住所
- 事例の概要
- 事例の指導状況

※連絡票は1年間保存し、その後廃棄します



保護者の皆様方のご理解をいただき、児童・生徒の健全育成に一層の努力をしていきますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ先

横須賀市教育委員会 学校教育部 支援教育課 電話(046)822-8513